

用語等の解説

○原子炉の廃止措置

原子炉等規制法に定められている、原子炉の廃止に伴い実施すべき、放射性物質による汚染の除去、施設の解体、汚染された物の廃棄、核燃料の譲渡し等の措置

○廃止措置計画認可申請書

廃止措置の計画について、原子力規制委員会の認可を受けるための申請書

放射性物質による汚染

機器やタンク、配管等の内面に放射性物質が付着していること

保安規定

発電所で実施する運用管理を定めたものであり、廃止措置の実施にあたって、その運用管理の方法を追加し、原子力規制委員会の認可を受ける

原子炉補助建屋

原子炉の停止時や緊急時に原子炉を冷却するためのポンプや冷却機、廃棄物を処理するための設備などを設置している建屋

化学体積制御設備

原子炉の出力を制御する 1 次冷却水中のほう酸の濃度調整や同冷却水の浄化（不純物の除去）を行う設備

放射線管理区域

放射性物質による汚染の可能性がある設備を設置している区域
作業員の出入管理や被ばく管理を行うために設定している

低線量設備解体撤去

汚染の状況調査により、汚染のレベルが比較的低いことが確認された設備の解体撤去

原子炉容器等の安全貯蔵

放射能レベルが比較的高い、原子炉容器や蒸気発生器等を原子炉格納容器内で安全に貯蔵し、放射能を自然に減少（減衰）させること

以 上